

【指針本文】

3. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

3-1 発注体制の整備等

(発注者自らの体制の整備)

各発注者において、**自らの発注体制を把握**し、体制が十分でない認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国及び都道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど**国及び都道府県等の協力・支援**も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。

【解説】

○ 自らの発注体制を把握

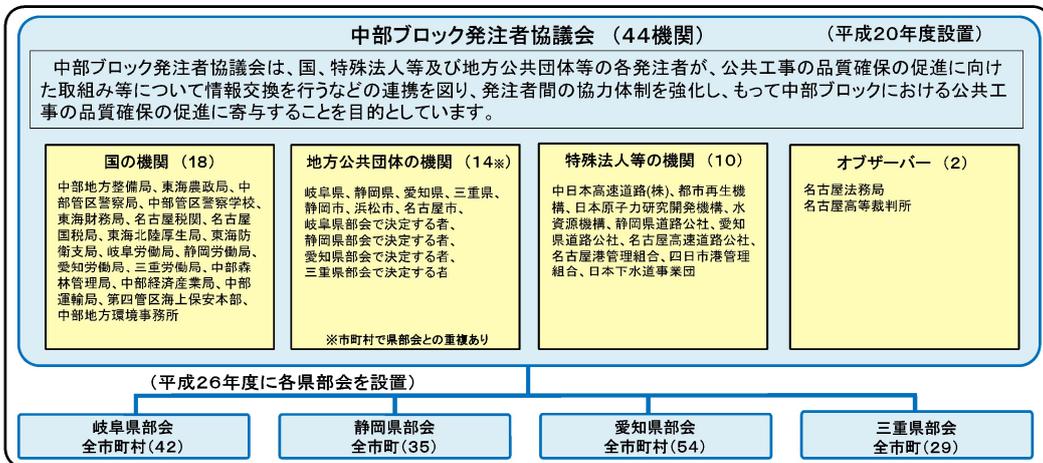
自らの発注体制を把握するため、自己評価を行っている取組として、以下の事例がある。

【中部ブロック発注者協議会における自己評価の取組】

本自己評価は、各発注者において「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の法令に基づき実施する事項に加え、更なる品質確保や建設生産システムの向上を図るための取り組み(自主的努力)を評価するものです。

○ 中部ブロック発注者協議会の取り組み

中部ブロック発注者協議会では、自らの立ち位置を知ることにより改善意識を喚起する目的で、平成21年度より自己評価の取組を実施しております。
平成30年度につきましては、「施工時期の平準化」「週休2日工事の実施状況」を重点的取組とし、15項目の自己評価(平成30年度の実績と令和元年度の目標(見込み))を実施(平成31年4月)致しましたので、その結果を公表いたします。(※自己評価の実施はオブザーバーを除く192機関で実施)



【建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価（中部ブロック発注者協議会）】

平成30年度 自己評価項目（15項目）

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標		改正品確法運用指針の記載項目	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定	
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)	-			
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等	
		(3)	予定価格の事後公表への移行状況		
	適切な設計変更	★ (4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更	
発注者間の連携体制の構築	-				
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定	
		(6)	地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等	
	発注や施工時期の平準化	★ (7)	平準化率	発注や施工時期等の平準化	
		★ (8)	週休2日制工事の実施状況		
	見積の活用	-			
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	受注者との情報共有や協議の迅速化等	
(10)		受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)			
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	-				
その他	(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除		
	(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善		
	(13)	建設ICTの導入状況			
	(14)	工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等		
	(15)	自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備		

★ H30中部重点 全国の統一的指標

出典)「建設生産システムの適正化に向けた取り組みに関する自己評価について (H30 年度実績)」
(令和元年年 7 月 中部ブロック発注者協議会)

また、国土交通省では、一部の地方整備局において、発注者としての自己評価を行っており、以下の事例がある。

【自己評価の取組（中部地方整備局）】

本自己評価は、各発注者において「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の法令に基づき実施する事項に加え、更なる品質確保や建設生産システムの向上を図るための取り組み（自主的努力）を評価するものです。

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等 全国の統一的指標
	歩切りの根絶（平成28年4月までに全て廃止）		—
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況
		(3)	予定価格の事後公表への移行状況
	適切な設計変更	(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等 全国の統一的指標
発注者間の連携体制の構築		—	
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)
		(6)	地域貢献の評価状況
	発注や施工時期の平準化	(7)	平準化率 全国の統一的指標
		(8)	週休2日制工事の実施状況
	見積の活用		—
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況
(10)		受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価		—	
その他	(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	
	(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	
	(13)	建設ICTの導入状況	
	(14)	工事成績評定の実施状況	
	(15)	自らの体制整備の状況	

自己評価の例

記号	内容	説明
a	実施	自己評価指標の内容を実施している
b	一部実施	自己評価指標の内容を一部で実施している
c	実施なし	1自己評価指標の内容を実施していない 2当初目標を変更し、実施なしとした場合や目標を設定したが実施できなかった場合

出典)「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価について（H30 年度実績及び R1 年度実施目標）」（令和元年年 7 月 中部ブロック発注者協議会）

○ 国及び都道府県の協力・支援

国及び都道府県の協力・支援の取組として、以下の事例がある。

【品質確保に向けた支援の実施（北陸地方整備局）】

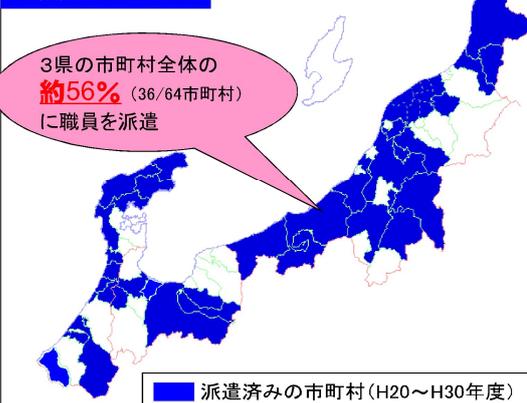
「発注関係事務に関する支援メニュー」を活用し、「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく各市町村の取り組みの支援を図った。県部会・WG・キャラバン等を通じて、「発注関係事務に関する支援メニュー」の活用及び各種講習会への参加を促すとともに、自治体が抱える疑問・問題等に対して必要な支援を実施。



【自治体職員を対象とした実践的な総合評価方式の演習・講習の実施（北陸地方整備局）】

【目的】 落札者決定基準を定めるための学識者への意見聴取にあたって、総合評価審査委員として職員を派遣することで、自治体への総合評価の取り組みを支援

職員の派遣実績



【H20～H30年度の派遣実績※】

36市町村（重複除く）に総合評価審査委員として職員（事務所副所長）を派遣

※H20年度からH30年度末までの実績

職員の派遣によるメリット

- ◇ 総合評価に関する技術的助言だけでなく、入札・契約全般についても相談が可能
- ◇ 派遣職員に対する謝金、交通費は国負担

派遣自治体の感想

- ・実際に多数の総合評価方式を実施している国からの助言は有益であり、かつ、派遣職員の指摘内容は、入札手続きに関する事務に活かされている。
- ・総合評価等に関する最新情報を得ることできた

- ・平成20年から平成29年の累計では、36市町村（全64市町村の56%）に職員を派遣。
- ・平成30年度は、13市町（全64市町村の20%）に職員を派遣。（アドバイザー対応：1回）

● 令和元年度の取り組み【継続】

- 評価項目の設定・配点に苦慮している市町村に、地整職員（副所長）をアドバイザーとして紹介する。

【地方整備局及び各県におけるメール、電話による相談窓口の設置（北陸地方整備局）】

【目的】発注者を支援するプラットフォームとして、メール、電話による相談窓口を北陸地整及び各県に設置し、発注事務関係の適切な実施に向けたフォローを行う。

ワンストップ！発注何でも相談窓口

- ◇ 改正品確法の「運用指針」に基づき、相談窓口を常時開設し、メール及び電話などにより相談を受ける。
- ◇ 相談窓口は協議会事務局の北陸地方整備局企画部技術管理課内および各県の協議会担当におく。
- ◇ 相談内容とその回答は蓄積し、協議会HPに掲載して発注者同士が共有できるようにする。
- ◇ 発注機関の担当者名簿を作成し、情報共有を図る。

【北陸地整窓口】

・メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp
(24時間、365日 受付)

・電話受付：025-370-6702
技術管理課 品確チーム
9時～17時 受付

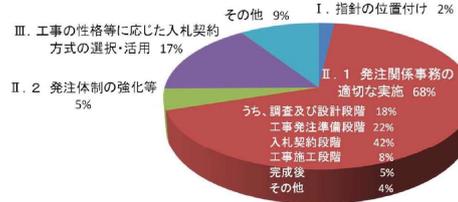


【県部会窓口】

・新潟県 技術管理課技術管理班 Tel.025-280-5391
・富山県 建設技術企画課 Tel.076-444-3138
・石川県 監理課技術管理室 Tel.076-225-1787

H31.3末現在 相談窓口対応状況

(北陸地整 技術管理課への相談(メール))



項目別の相談割合

◇ 相談内容の事例(「発注関係事務の適切な実施」について)

- ・ 総合評価のアドバイザー(審査委員)を紹介して欲しい。
- ・ 不調、不落時における見積り活用の活用について、その具体的な対応方法などを教えて欲しい。
- ・ 週休2日モデル事業の加点方法について
- ・ 2次下請の社会保険未加入についての対応について

出典)「令和年度 北陸ブロック発注者協議会」(令和元年5月)

【公共建築相談窓口の設置（国土交通省本省及び地方整備局）】

相談窓口について

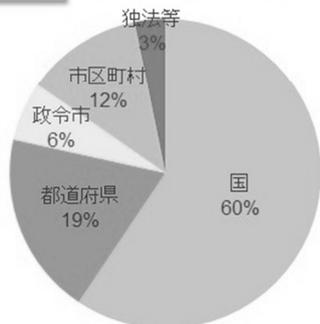
- 国土交通省本省及び各地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口を開設している。
- 「積算」、「保全」、「設計」などに関する相談が多く寄せられている。
- 相談窓口へ寄せられる公共建築工事の発注者等のニーズに応えるよう、社会情勢の変化を踏まえつつ、公共建築行政におけるコンサルタント機能の強化に努めている。

相談内容、相談者

○国のほか、都道府県、政令市、市区町村、独立行政法人等からも相談を受けている。

相談者別内訳

(平成30年4月～平成31年3月)



相談内容別内訳

(平成30年4月～平成31年3月)

相談内容	件数
企画・予算措置	296
発注・実施	878
設計	362
積算	276
入札手続き	146
工事監理	94
保全	559
その他	119
合計	1,852

出典) 国土交通省作成資料

【指針本文】

(外部からの支援体制の活用)

各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、**発注関係事務を適切に実施することができる者の活用**に努める。

また、地方公共団体等において国及び都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める。

【解 説】

○ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用 1) 2)

発注関係事務を適切に実施することができる者の選定支援を目的とした発注者支援機関を認定する取組として、以下の事例がある。

【発注者支援機関の認定制度に関する取組（品質確保に関する推進協議会（中部））】

『公共工事発注者支援機関の評価制度』の概要

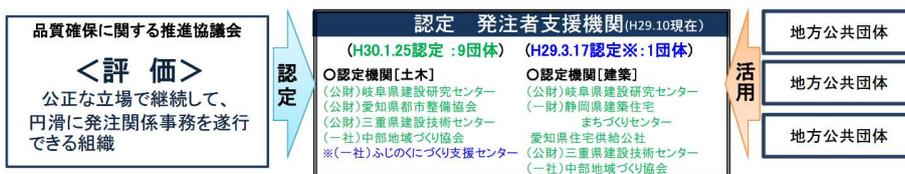
公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第21条第1項及び第4項の定めに基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者（発注者支援機関）を活用しようとする場合において、国・都道府県が行う支援である、「発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の『適切な評価』」を行うため、「品質確保に関する推進協議会」により公共工事発注者支援機関評価制度を平成26年12月17日に設立し、発注者支援機関として、発注関係事務（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等）を適切かつ公正な立場で継続して円滑に行うことができる条件を備えているか評価要件を用いて評価し、認定を行っている。

- ① 発注関係事務を適正に行うことができる知識経験
- ② 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制
- ③ その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

【品質確保に関する推進協議会】

- ・学識経験者
- ・国土交通省 中部地方整備局
- ・岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
- ・名古屋市 静岡市 浜松市

（認定期間は評価の翌日より3年後の年度末。継続は再度評価が必要）



出典)「国土交通省 中部地方整備局 HP 公共工事の品質確保に関するページ」発注者支援業務等の認定について」

建築分野では、全国営繕主管課長会議により、公共建築における発注関係事務に係る支援方策が検討され、「発注者支援業務事例集」「発注者支援業務等業務委託様式事例集」等が取りまとめられている。

国土交通省では、こうした取組を含め、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価等について、さらに検討を進めていくこととしている。

(参考資料)

- 1) 「発注者支援業務事例集」(平成19年3月(最終平成30年5月)全国営繕主管課長会議)
- 2) 「発注者支援業務等業務委託様式事例集」(令和元年6月全国営繕主管課長会議)